

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月30日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月22日

足立区長 近藤 弥生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

1 相手方

足立区中央本町在住者

2 訴えの要旨

足立区は、区営住宅の使用料を滞納し、使用許可を取り消された相手方に対し、次のとおり請求する。

(1) 建物の明渡し

(2) 区営住宅使用料の未収金 7 5 0 , 8 0 0 円の支払

(3) 明渡し指定日の翌日である平成 2 5 年 3 月 1 6 日から明渡しの日まで 1 月当たり 1 3 7 , 4 0 0 円の支払

(4) 訴訟費用の支払

3 訴訟遂行の方針

足立区職員を指定代理人に選任し、訴訟を遂行する。